

全国統一要求（抜粋）	ダンプ 建交労全国ダンプ部会	発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町 4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円
------------	--------------------------	---



組合員が多数参加し、東北ダンプキャラバン行動を取り組みました。（7月10日福島県庁）



群馬キャラバンでは、県庁建設部門・出先機関から17名が出席しました。（7月21日群馬県庁）



徳島ダンプの組合員が単価の実態を伝え、元請指導を訴えました。（7月20日四国地方整備局）

第30回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動

各地の特徴

交渉に参加した仲間が組合運動に確信を持つ

東北ダンプ

全国ダンプ部会は、今年も第30回目の全国ダンプキャラバン行動に各地で取り組みました。コロナ対策が緩和され、通常時の行動が展開されています。各地の取り組みを紹介します。

「東北ダンプ支部」は、例年どおりに福島から青森まで東北6県で取り組みました。「関東・群馬

昨年10月東北ダンプ支部となり初めてのダンプキャラバン行動に取り組みました。東北はキャラバン隊として、1週間かけて東北6県の出先事務所や整備局・自治体・県警などを要請しました。

「東北ダンプ支部」は、昨年と同様に使用促進闘争をメインにして県庁・建設部門の責任者たちに出席しに集めてもらいました。県の各土木事務所で「使用方整備局にて、組合員が現場で支払われている単価状況を伝え、元請への指導を強く求めました。

宮城県の要請先は、県庁・宮城県警・東北地方整備局・仙台河川国道事務所・宮城南

部復興事務所を回りました。トンネル工事で就労している宮城在住の組合員5名が参 加し、使用促進闘争の成り立

た。単価の改善要求だけではなく、「社会保険問題やナンバーワーク問題・高齢者使用の問題」等、様々な問題が解決され、地場の仕事にも大きく影響す

ることに確信を持ちました。その結果、交渉に参加した組合員が未加入の仲間へ組合加入を呼び掛けています。

組合側は多胡委員長はじめ代表7名が出席しました。県庁側は建設企画課次長をはじめ各機関の次長級など総勢17名が出席しました。

組合側からは全国ダンプ部会森谷顧問が、建交労が公共工事等において優先使用団体に認定された経緯について、資料に基づき詳しく説明を行

いました。最後に、昨年同様に国土交通省の文書を参考に「契約の適正な履行の徹底について」の発出を各出先機関に行うよう要請し、その後7月25日付で実行されました。

所の土木事務所と上信自動車道建設事務所の代表者を県庁に集めてもらいました。県の各土木事務所で「使用促進措置について」、「元請に対する指導の温度差をなくすこと」が目的です。

「東北ダンプ支部」は、7月20日、四国地方整備局・香川運輸支局、21日に徳島運輸支局・国交省徳島事務所・徳島県・徳島県警本部へキャラバン要請を行いました。

**組合員が実態を伝え
単価の改善を求める**

徳島ダンプ

参加者は、現場の組合員3名、県本部、支部専従の6名が参加しました。整備局では単価問題で4月から月4~5日間しか仕事をしていない組合員が感情的になり「積算された6万円の単価はもらっていいない、3万5千円だけ。軽油代を引けば残らない、どうやって食うていけっていうん」と組合員3人が現場の意見をぶつけ、改善を求めました。

ナンバー問題では、香川運輸支局が「過積載懇談会でダンプの労働者性について話をした」と回答。徳島運輸支局から「徳島県警の対応が良かった。組合に質問したり、ノートを取つたりと真剣な対応だった。白ナンバーの見解は完全一致ではないが、いろいろな考え方があると理解もあつた」との感想でした。

ダンプの要求実現へ 発注当局へ指導迫る



栃木キャラバンでは、残土処分場の設置や単価改善を求めました。（7月19日栃木県庁）



東海キャラバンでは、ダンプ単価の改善、建設発生土対策の強化を求めました。（7月27日静岡県庁）



近畿キャラバンでは、大阪市に対して使用促進措置の目的・意義を伝えました。（7月28日大阪市）



広島キャラバンでは、単価改善、建設発生土対策の強化を求めました。（7月24日中国地整）

「今年3月1日、県内で初めて、碎石会社（荷主）に対する再発防止命令を発令しました。」
（栃木県警）

「7月25日付で仕様書（使用促進措置）について徹底するよう、県内の各事務所へ文書通知しました。」
（群馬県）

「片道6kmの場合、静岡県の直接工事費は5万7千円となっており、組合試算の額と大差はない。また、原価を下回る契約でないかどうかを確認していく。」
（愛知県）

「組合の単価試算はおむね正しい。ことある度に指導をしていきたい。」
（中国地整）

「建設発生土対策の強化 労災加入、建退共適用」
（大阪府）

「建設業法19条3項で、『本当に低い代金で契約をしてはならない』と規定されているので、受注者へ適切な契約を締結するよう指導します」
（静岡県）

（北陸地整）

「現在は基礎調査を実施し、令和7年5月に区域指定する。指定は市町の意見を聴取し、盛土規制条例を改正する計画」
（福島県）

「建設発生土は来年6月以降に元請が最終処分場まで確認するよう、資源有効利用促進法の省令が改正される。」
（三重県）

（岐阜県）

「令和3年7月から工事完成時に建退共の証紙貼付検査（受け払い簿点検）を行い確認している。」
（九州地整）

（徳島県河川事務所）

「建交労は熱心に交通安全運動を取り組んでいる団体と認識しており、今まで同様に指導徹底していく。」
（静岡県）

「建設業法19条3項で、『不當に低い代金で契約をしてはならない』と規定されているので、受注者へ適切な契約を締結するよう指導します」
（静岡県）

（北陸地整）

「現在は基礎調査を実施し、令和7年5月に区域指定する。指定は市町の意見を聴取し、盛土規制条例を改正する計画」
（福島県）

「建設発生土は来年6月以降に元請が最終処分場まで確認するよう、資源有効利用促進法の省令が改正される。」
（三重県）

全国ダンプ

使用促進、過積載根絶 単価改善の指導徹底を

められるようになった。
「一人親方労災保険、建退共はともに元下関係要綱で加入等を指導している」

（福島県）

「建設発生土は来年6月以降に元請が最終処分場まで確認するよう、資源有効利用促進法の省令が改正される。」
（北陸地整）

（福島県）

（三重県）

九州キャラバンでは、単価改善、使用促進措置の徹底を求めました。（8月7日九州地整）